

## 令和4年度第2回神奈川県自然環境保全審議会自然保護部会議事録

日 時 令和5年1月24日（火）10:00～12:00

場 所 オンライン及び神奈川県庁新庁舎議会第5会議室

出席者 小泉透部会長、武生雅明副部会長、安藤忠幸委員、小泉清隆委員、新谷妙子委員、天白牧夫委員、畠山義彦委員、三谷奈保委員、吉武美保子委員、おざわ良央委員、杉本透委員、嶋村ただし委員、佐々木ナオミ委員、柳瀬吉助委員、佐藤けいすけ委員、岩澤吉美委員

### 議 事

<事務局（自然環境保全課副課長）>

定刻となりましたので、令和4年度第2回神奈川県自然環境保全審議会自然保護部会を開会します。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。開始に先立ちまして、何点かご案内いたします。

今回はオンライン会議での開催としております。

（オンライン会議の案内）

次に、現在の委員の皆様の出席状況を御報告いたします。

現在、委員20名中16名の委員の御出席をいただいておりますので、神奈川県自然環境保全審議会条例第7条において準用する第4条第2項の規定により、半数以上の定足数を満たしておりますこと報告致します。それでは、開会に先立ちまして、宮本緑政部長から御挨拶を申し上げます。

<事務局（緑政部長）>

緑政部長の宮本でございます。

本日は、皆様お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

委員の皆様方には本県の自然環境保全行政につきまして、日頃から御指導・御助言をいただいております。改めて感謝申し上げます。

本日は知事から第5次神奈川県ニホンジカ管理計画案や同ニホンザル管理計画案など、計6件を諮問させていただいております。

加えまして、第4期丹沢大山自然再生計画案、また、かながわ生物多様性計画の令和3年度取組状況等についての御報告と盛りだくさんとなっております。

新たに御審議いただくものもございますが、議題の多くが前回8月の当審議会での議論を経まして、その後、議会やパブリックコメントの意見も踏まえ、とりまとめたものとなっております。

皆様におかれましては御審議と忌憚のない御意見をいただきと存じますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

<事務局（自然環境保全課副課長）>

次に、資料を確認させていただきます。

（資料確認）

もし、お手元がないものがございましたら、事務局にお申し出ください。

本日の参加委員のご紹介ですが、オンライン開催につき、名簿でご紹介させていただきます。

次に、会議の公開についてでございますが、附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱に基づき、原則公開となります。

（議事録の案内）

（本会の傍聴希望者なし）

部会の議長につきましては、審議会条例第7条の規定において準用する第4条の第1項の規定により、部会長が議長となることとされておりますので、小泉部会長に議長をお願いいたします。

<小泉（透）部会長>

おはようございます。

年度末のお忙しいところお集まりいただきましてどうもありがとうございます。ただいまから令和4年度第2回神奈川県自然環境保全審議会自然保護部会を開会いたします。

お手元の資料に従って進行させていただきます。本日は、諮問事項が6件、報告事項が2件ということで、大変盛りだくさんの内容になっておりので円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、諮問事項の1「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画の策定」について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局（自然環境保全課野生生物グループリーダー）>

諮問資料により説明

<小泉（透）部会長>

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から第5次神奈川県ニホンジカ管理計画の策定について説明をいただきましたが、ご意見ご質問のある方は順次ご発言ください。

挙手ボタンないし挙手にて、合図いただければこちらから指名いたします。

杉本委員、どうぞ。ご発言ください。

<杉本委員>

今までで、第1次から第4次神奈川県ニホンジカ管理計画の主たる目的は個体数を減らしていこうという内容だと思います。個体数全体を第4次までの間にどれくらい減ったのか、もっと明確に示すべきだと思います。

私が把握している限りでは、そんなに個体数が減っていないのが私の感想ですが、これはいかがですか。

<小泉（透）部会長>

ありがとうございます。事務局、ご回答をお願いいたします。

<事務局（自然環境保全課長）>

自然環境保全課長です。杉本委員、質問ありがとうございます。

シカの個体数は実際、委員ご指摘の通り計画を改定する度に過去に遡って上方修正している実情にあります。本計画策定にあたって、現在、使え得る可能な限りの私どもの持っているデータを最も一般的な手法に沿って推計を行っております。

計画案の35ページから、かなり詳細に説明しておりますが、生息数について、様々なモニタリングデータをもとにハーベストベースモデルという環境省等も使っている一般的な統計解析の手法で解析しまして、推計した結果を大まかにグラフにしたものが39ページから40ページにかけて掲載しています。

これによりますと、保護管理区域全体は40ページにあるように減少傾向にあります。この40ページの下方に示している定着防止区域の北部は小仏山地、定着防止区域南部は箱根山地と大磯丘陵では、いずれも上昇傾向にあります。丹沢と比べれば生息密度がまだ低い状況にありますけれども、エリアによっては、ちょっと増えてしまっています。

こういった状況で、取り組みが効果を発揮しているところでは、生息数はゆっくりですが落ちてきているけれども、捕獲強化をさらに図る必要がある場所も見られる。こういった現状認識を踏まえた計画案としております。以上です。

<小泉（透）部会長>

杉本委員いかがでしょうか。

<杉本委員>

ただあんまり期待している成果が上がっていないのが私の感想です。

ですから、第5次に対しては、その辺をしっかりと留意して対応していただきたいと思います。

もう1点、猟区の問題です。猟区というのは、何ヶ所か県内にありますが猟区はお金を払います。今は県が管理捕獲をしたり、いろいろやっていますけれども、これは県が補助してやっているわけですね。猟区のあり方は、もう一度、将来に向けて考えたらいかがですか。

<小泉（透）部会長>

ありがとうございます。事務局、説明をお願いいたします。

<事務局（自然環境保全課長）>

自然環境保全課長です。

神奈川県で猟区が4つあり、これは本県の大きな特徴と考えております。今、ご質問あったように、猟区はお金を払って狩猟をする場所ですが、現在は、地域の指導者を中心に、これから狩猟に取り組んでいく人材の育成ですとか、あるいは狩猟者同士の交流などにも非常に有効に活用されております。

県の取り組みでも、免許は取ったけれども狩猟する機会のない比較的経験の浅い狩猟者ですとか、免許を取り立ての方向けに「ハンター塾2ndステージ」として、県猟友会の全面的な協力、また猟区管理者の全面的協力のもとで、実際にシカの狩猟を体験する。そういった研修会を猟区で行っており、この計画にも位置付けています。

こういった人材育成の場としての活用など、神奈川の猟区の特性を生かした活用が、これからますます考えられると思いますので、猟区を管理する市町村の猟区管理者と、それから狩猟を行ってそこを活用している県猟友会の皆様とともに、委員がおっしゃられたことを踏まえて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

<小泉（透）部会長>

杉本委員いかがでしょうか。

<杉本委員>

分かりました。ありがとうございました。

<小泉（透）部会長>

それでは他にご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

<畠山委員>

畠山です。ニホンジカ管理計画案について、ご質問させていただいてもよろしいでしょうか。

<小泉（透）部会長>

はい、どうぞ。

<畠山委員>

第5次神奈川県ニホンジカ管理計画案の23ページの一番上ですが、5被害防除対策の(1)地域が主体となって取り組む対策の促進で、いくつか例が書かれていて、防護柵の設置とか、藪の除去、廃棄作物の処分等と書かれています。有効かどうかは分かりませんが、忌避植物は農作物を守るために蒟蒻とか鷹の爪とか周りに植えるとシカが寄りつかないことを聞いたこともあります。

もし、それが本当だとすれば、そういった対策もここで記載していただいて、各市町村とかに見やすい形で記述されたらいいか。あるいは実際にそんなに効果が分からないのであれば、今後の対策の研究課題として、記述していいかなと思っていますが、いかがでしょうか。

<小泉（透）部会長>

ありがとうございます。事務局から回答をお願いします。

<事務局（自然環境保全課長）>

自然環境保全課長から回答します。

忌避植物についてはいろいろ情報がございます。ただ、それぞれ営農者側の事情があります。また、言われるように忌避効果が実際にあるかどうかは、これもまた諸説ある状況でございます。

まだ計画に書き込むほどの確度はなく、農業関係の専門部署もありますので、今後、まずその辺も情報交換しつつ、具体にかながわ鳥獣被害対策支援センターや農業技術センターと連携して、地域の対策支援の中で取り入れられるものがあれば取り入れていく。計画に書き込むには、まだ熟度の低い段階かと思っています。以上です。

<小泉（透）部会長>

畠山委員いかがでしょうか。

<畠山委員>

分かりました。あともう1点よろしいですか。

<小泉（透）部会長>

はい、どうぞ。

<畠山委員>

ニホンジカ以外の他の資料にも関係しますが、年号表記についてです。一部、西暦も併記されていますが、基本、年号で記載されています。

例えば、第5次神奈川県ニホンジカ管理計画案の6ページの一番上の実績で平成28年から令和2年と記載されていますが、それだと実際の期間は何年間かなど。西暦併記されていれば3年間の実績の評価と分かります。ぜひ、西暦併記をお願いしたいなど。

これは単なるミスだと思いますが、4ページの右下に令和28年からと記載されていますが、これは平成の間違いだと思います。西暦をきちんと併記させていただければ、資料を読む人もぱっと、いつかというのが分かります。平成と書かれると頭の中で一生懸命計算しないと分かりませんので、ぜひ、西暦の併記をご検討いただけたらと思います。以上です。

<小泉（透）部会長>

ありがとうございます。誤りの指摘もありがとうございます。いかがでしょうか。

<事務局（自然環境保全課長）>

ご指摘ありがとうございます。

第5次神奈川県ニホンジカ管理計画案の1ページに記載している「2003（平成15）年」が県の一般的な年号表記のスタイルです。統一がとれておらず申しわけございません。ご指摘を踏まえ、また、間違ったところを直しつつ、ご意見に沿って修正したいと思います。他の計画についても同様でございます。ありがとうございました。

<小泉（透）部会長>

いかがでしょうか。

<畠山委員>

よろしく願いいたします。

<小泉（透）部会長>

ほか、ご意見ご質問などがあれば挙手をお願いします。  
佐藤委員どうぞ。

<佐藤委員>

前回、確認できなかったのですが、シカの防護柵の設置は計画のいろんなところで記載されています。地元で、山の中の柵の状況について、猟友会の方とか、いろんな方のお話によると、以前、設置してから年月が経ち、朽ち果ててしまった防護柵を新規で設置しています。

県としても取り組んでいると思いますが、シカの防護柵が効果を上げた地域もあると思います。ある程度、役目を果たしたのを更新していくとか、状況はいかがでしょう。

<小泉（透）部会長>

ありがとうございます。

防護柵の更新状況ですね。お願いします。

<事務局（自然環境保全課長）>

お答えします。ご指摘の通り神奈川県では計画当初から積極的に植生保護柵を山の中に作っていますが、それ以前から林業のために植えられた苗木を守るための防護柵も形姿は同じ金網の柵で作っております。

こういった目的の異なる柵を様々な主体が作ってきており、現在、ご指摘の通り朽ちたものがあり、一方で新しく更新されるものもあります。これについては、朽ち果てるそばから全部片付けていくのは山の中なので難しいですが、周辺で森林整備等が行われる際に、必ずチェックして必要に応じて朽ちた柵を撤収するようにしております。

また、引き続き、役目を果たす必要がある柵については、必要な予算を確保して更新しております。

こういった柵は、先ほど言ったように様々な主体が設置しており、それを全体的に把握するという非常に難しいですが、自然環境保全センターの取り組みの中で柵の位置を可能な限り情報収集しながら業務に当たっております。

ぜひ、関係者の皆さんには、朽ちた柵等の情報をいただいた際は、それを活用したいと思っておりますので、情報等もいただければと思います。

朽ちた柵をその都度その都度、その場所で撤去していくことは、なかなか難しいもので、こうした対応をとらせていただいております。以上です。

<小泉（透）部会長>

佐藤委員いかがでしょうか。

<佐藤委員>

ありがとうございます。計画には設置について記載がありますが、状況が分からなかったものですから、質問しました。ありがとうございました。

<小泉（透）部会長>

ほか、ご意見ご質問ありましたら。

それでは、この辺までとさせていただきます。答申案につきましては、いただきましたご意見に基づきまして、事務局と協議の上、若干の修正を加えることになるかと思えます。修正につきましては本職と事務局の方に、ご一任いただくということで、答申案としては概ね妥当だと答申したいと思えますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます

つづいて、諮問事項2「第5次神奈川県ニホンザル管理計画の策定」について事務局から説明をお願いします。

<事務局（自然環境保全課野生生物グループリーダー）>

諮問資料により説明

<小泉（透）部会長>

ただいまの説明に関しましてご意見ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

（質問等なし）

特にご意見ご質問ないようですので、本管理計画案、事務局案通り、適当であると答申をさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

（異議なし）

はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、諮問事項の3「第2次神奈川県イノシシ管理計画の策定」について説明をお願いします。

<事務局（自然環境保全課野生生物グループリーダー）>

諮問資料により説明

<小泉（透）部会長>



ただいまの説明に関しまして、ご意見ご質問ありましたら挙手をお願いします。

杉本委員をお願いします。

<杉本委員>

イノシシの捕獲は基本的に市町村が主体となっていくようになっていきますね。今回の第2次の計画ですが、県も捕獲に対して、しっかり対応していくことで今、管理計画が作られています。捕獲に対して市町村と県とはどういう連携を取りながらやっていますかというところ、結局分からない。その辺を教えてください。

もう1点。くくりわなですが、確かツキノワグマが罠に掛かるといけないということで、罠の直径が13センチですかね。そのくくりわなの大きさを変えるようなことを、お伺いしましたが、その辺はいかがですか。この2点をお願いしたい。

<小泉（透）部会長>

それでは事務局、説明をお願いします。

<事務局（自然環境保全課長）>

お答えします。ありがとうございます。

まず、イノシシの捕獲にあたっての市町村と県の連携ですが、委員がおっしゃる通り県内の一般的な地域では捕獲は市町村主体です。これに対して県は、その取り組みを技術的に、あるいは市町村交付金等を通じて財政的に支援する間柄にあります。

ただ、この計画の中で、もう一つ枠組みを持っている相模川以東の県東部での捕獲、具体的には現在は三浦半島ですけれども、こちらについても基本は市町村が中心ですけれども、ここはイノシシが侵入してまだ日が浅く、イノシシ対策等も地域に浸透してない。また、イノシシの生息実態も不明な点が多い。かつ、このままイノシシがここに増えてしまうと都市部にイノシシが入ってしまうと人身被害等、非常に危険が懸念されていますので、早急な対応が必要ということで、市町村が捕獲を行っていない場所や、あるいは市町村や地域で行われてない捕獲手法について、県の方で技術的な検証も含めて捕獲に取り組んでおります。

非常に難しいところで捕獲しているので実績等、なかなか上がらなかったですが、事業をやる度に、その状況を工夫検証して、令和4年度は、現在二桁の捕獲に至っております。あくまで、地域の取り組みは市町村の取り組みが中心でありますので、県の取り組みというのは、そういう中で技術的な側面、財政的側面が中心ではございますけれども、市町村と県は、かながわ鳥獣被害対策支援セン

ターを通じて密に情報共有しながら、これからの対策を進めていきたいと思っております。

もう一点、委員が13センチと言われましたが、これは第2次神奈川県イノシシ計画書案で言いますと19ページをご覧ください。ツキノワグマの錯誤捕獲の恐れのある地域では12センチを超える罠は、基本的に使用しないということで、法令に基づいた指導を行っております。

一方、20ページの狩猟規制の緩和という項にあるとおり、基本はツキノワグマの錯誤捕獲のために12センチを超える罠は使いませんが、錯誤捕獲の恐れのない地域については、これを緩和して12センチを超えるものでも使えるようにしております。解除区域については、1枚めくった21ページに地図で図示しております。以上です。

<小泉（透）部会長>

杉本委員いかがでしょうか。

<杉本委員>

ありがとうございました。ただ、本当に実効性があるためにも市町村と連携をしっかりとやっていただいて、計画を進めていただきますよう、よろしく願います。ありがとうございました。

<小泉（透）部会長>

ほか、ご意見ご質問ありましたら、挙手をお願いします。

（意見なし）

それでは、私から1点。

イノシシについて捕獲の強化がうたわれておりますが豚熱感染拡大防止の観点から、捕獲作業に伴う移動等が感染症の拡大に繋がらないよう防疫の指導と体制の強化をご検討いただきたいと思えます。

<事務局（自然環境保全課長）>

本計画案では、この豚熱感染対策はまん延防止の取り組みが重要な事項になっております。24ページに、その取り組みについて簡潔にとりまとめてございますが、この取り組みの中で豚熱を広げないため、関係者への普及啓発等も含めて取り組んで参りたいと思えます。

<小泉（透）部会長>

ほか、ご意見ご質問ないようでしたら、いただきましたご意見を踏まえまして、

答申案、適当と答申をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

それでは続きまして諮問事項4から6は事務局から一括して説明いただきます。

<事務局(自然環境保全課野生生物グループリーダー)>

諮問資料により説明

<小泉(透)部会長>

それではただいまの説明に関しまして、ご意見ご質問ありましたら挙手をお願いします。

天白委員どうぞ。

<天白委員>

諮問資料4について、延長が妥当かどうかを判断するのに、近況の錯誤捕獲の状況等を教えていただきたいと思います。

<小泉(透)部会長>

錯誤捕獲の発生状況に関して事務局から説明をお願いします。

<事務局(自然環境保全課長)>

錯誤捕獲の状況はクマに関してでしょうか。

<小泉(透)部会長>

天白委員、いかがでしょうか。クマに関してだけでしょうか。

<天白委員>

クマだけではなく、イノシシ及びニホンジカを対象としたくくりわなの錯誤捕獲の状況について知りたいです。

<小泉(透)部会長>

はい、回答をお願いします。

<事務局(自然環境保全課長)>

現時点で錯誤捕獲についての情報は手元に持っておりません。

<小泉（透）部会長>

クマだけに限っても、集計はないということですか。

<事務局（自然環境保全課野生生物グループリーダー）>

個別にクマ以外の案件につきましては、そういった事象が発生して連絡がこちらの方に来た場合に情報共有していると思います。そのための対応を市町村とともに考えていく実態がございます。

集計についてですが、統計をとっているものではなく、国の方でも錯誤捕獲の報告方法を、どういった形ですのか検討中と聞いておりますので、国の方で集計方法等も示されるものと考えます。

<事務局（自然環境保全課長）>

補足で、今、答えられる範囲で答えますと、少なくとも、このツキノワグマの錯誤捕獲の恐れがないとして、禁止猟法の一部を解除する地域に関しては、この隣接も含めてツキノワグマの錯誤捕獲は起きていません。

また、その他の獣種、例えばタヌキとか小さなものに関しては錯誤捕獲が起きた時点で、その場で放獣となっております。

<事務局（自然環境保全課野生生物グループリーダー）>

クマの錯誤捕獲は、今年度4件ございました。

<小泉（透）部会長>

天白委員いかがでしょうか。

<天白委員>

わかりました。ありがとうございます。

<小泉（透）部会長>

他にご意見ご質問ありますでしょうか。

ないようでしたら、諮問事項4から6につきましても、一括して適当である旨答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、ご協力いただきまして諮問事項の方は終了をいたしました。

動物種3種の管理計画につきまして、今後、公表になりますので、広く県民の方々に理解しやすいよう、今回コラムで解説が入っております。業務が非常に専

門的で「ハーベストベースト」など用語解説も含めまして適宜、県民の皆さんに分かりやすいようにしていただきたいと思います。

それでは、続きまして、報告事項1「第4期丹沢大山自然再生計画案」について事務局から説明をお願いします。

<事務局（自然環境保全センター自然再生企画課長）>

報告資料により説明

<小泉（透）部会長>

ただいまの報告に関しまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

では、私から。報告資料1-1の3ページ（オ）「その他」のところに「東丹沢堂平沢の30年の変化の写真に感動した。」と意見が上がっています。これは、報告資料1-2の6ページのコラム示していますが、こういった定点で画像を記録しているところは東丹沢堂平沢以外にもありますか。

<事務局（自然環境保全センター自然再生企画課長）>

東丹沢堂平沢の写真を6ページに掲載していますが、こちらは治山事業、ダムがございしますが、あと、その周辺で映っていませんが、シカの捕獲や土壌保全対策を行われています。全体を一つの画角で見ることができる写真として掲載してございます。

それ以外にも、例えば、水源の森林事業で実施しているところについて何ヶ所か定点を設けて経過を観察してございます。整備前、整備後、その後の経過、そちらについて観察しています。

また報告資料1-2計画案の30ページの下方にコラムを掲載してございます。こちらは、奥山域のブナ林の再生の関係ですが、ご覧とおりに設置直後、10年後こちらの写真を掲載して比較して見ていただけるよう掲載してございます。以上です。

<事務局（自然環境保全課長）>

補足しますと、30年で同じ場所でびたっと比べられる写真はなかなか見つからないですが、今、新谷課長から説明のあった通り、様々な事業で丹沢では間隔を置いた定期的な写真撮影をモニタリングに代わって行っているのです、そういった写真が計画の中で活用できるようになっている段階でございます。

<小泉（透）部会長>

モニタリングの方法として、モニタリングポスト方式というのがあります。これはご存知のように原子力施設の周辺に固定点を設けまして、長期間、動向を調査するものです。従いまして、ただ、写真と申しますか、画像を記録しているだけではなく、緯度経度で場所を記録し、そこに何年何月何日の画像である。それが例えば10年20年と時を経て同じ場所で記録される。というような、仕立てでご検討いただければと思います。長期的な取り組みになりますので、その折々の変化が皆さんで見て分かるように記録していただきたいと思います。

ほか、ご意見ご質問ありますでしょうか。

なければ、報告事項2「かながわ生物多様性計画の令和3年度取組状況及び点検評価」について説明をお願いします。

<事務局（自然環境保全課緑地・自然公園グループリーダー）>  
報告資料により説明

<小泉（透）部会長>

ただいまの報告に関しまして、ご意見ご質問ありましたら挙手をお願いします。

三谷委員をお願いします。

<三谷委員>

報告資料2の15ページのアライグマの捕獲効率ですが（わな設置数×設置晩数）あたりの捕獲数で0.4とか0.5という数字は機材を2晩置いたら、必ずこれくらいの数になることだと思いますが、これって合っていますか。

<小泉（透）部会長>

事務局、回答をお願いします。

<事務局（自然環境保全課野生生物グループリーダー）>

こちらは毎年度実施しているモニタリングの調査委託の結果に基づいて作成した数字です。

<事務局（自然環境保全課長）>

再確認いたします。今、手元に資料持ち合わせてないので、ご指摘踏まえて、確認いたします。

（※報告資料に記載の捕獲効率として0.4ないし0.5という数字については、延べわな設置数（わな設置数×設置晩数）100あたりの捕獲数を示しているも

のであるため、グラフの単位の記載において、その旨の説明を追記します。)

<小泉（透）部会長>

三谷委員いかがでしょうか。

<三谷委員>

確認よろしく申し上げます。

<小泉（透）部会長>

天白委員申し上げます。

<天白委員>

一点お聞きしたいことがあります。クリハラリスの防除実施計画の策定状況が掲載されていませんが、その辺の状況を教えていただきたい。

先ほど三谷委員のご意見に関連すると、自分の経験では10年ほど前はCPUEが100当たりの数値だと、そのくらいの数字だったと記憶しています。ぜひクリハラリスの計画については適時、策定されると良いと思います。

<小泉（透）部会長>

クリハラリスの防除実施の状況についてです。事務局回答をお願いします。

<事務局（自然環境保全課長）>

クリハラリスにつきまして、県内で分布が徐々に広がりつつある状況です。その都度、新規に生息が認められた場所での県でも乗り出しての捕獲等を行っておりますが、広域的観点から取り組みが必要であり、そのため計画策定は検討すべき段階にきているかと思えます。

これについて、令和5年度に専門家のご意見を賜りながら検討して参りたいと考えております。市町村との協力も含めてですが、今そういった計画づくりに向けて試行的な取り組みや生息状況収集等に努めているところでございます。以上です。

<小泉（透）部会長>

天白委員いかがでしょうか。

<天白委員>

ありがとうございます。コロナ前、確か一昨年度までに策定するようなお話し

を伺っておりましたので、ありがとうございます。

<小泉（透）部会長>

ほか、ご意見ご質問ありますでしょうか。

ないようでしたら私からいくつか。まず、9ページですが、アメリカザリガニに並んで説明がありましたアカミミガメも対象になっていまして、アメリカザリガニ同様の取り組みをしているのかご説明いただきたいと思いました。

それから、同じページのヒアリですが、ヒアリは要緊急対処特定外来生物に指定され、場合によっては立ち入り調査が可能になるようになりましたので、県民からの自発的な報告だけではなくて、積極的にヒアリについては調査を行うとご検討いただきたいと思います。特に神奈川は川崎、横浜をはじめとして大規模な港湾施設をお持ちですのでヒアリについては対策を十分講じていただきたいなと思います。

3点目です。18ページ目の県民意識が30%からちょっと伸び悩みと感があります。先日、内閣府の生物多様性の調査結果が報告されました。設問が違いますので一概に比較はできませんが、県の結果は少し低めの数値になっているかと思えます。

生物多様性は分かりにくい、指標も理解しにくいとの指摘は神奈川県だけではなく、全国でされていますが、引き続き若い世代を中心に普及系の教育も含めて、進めていただきたいと思います。以上です。

<事務局（自然環境保全課長）>

アカミミガメに関して、これから進めることになると思いますが、基本は普及啓発です。今の法律が改正され、飼うことは禁止されていませんが、外来生物法の枠の中で取り扱うことになりましたので、普及啓発等を進めていくことになると思います。

それからヒアリに関しては、ご指摘の通り港湾部を中心に、これまでも港湾関係者と、そこと密接に関わっている川崎市、横浜市に県が連携する取り組みになってございました。これについて、今回ヒアリの緊急対策が必要になったことにより、本県の場合、扱いが大きく変わることはありませんが引き続き、横浜市、川崎市、港湾関係者と連携して侵入防止に取り組んでいきたいと思えます。

3点目の県民意見については、数字を素直に受けとめ、もっと普及啓発が必要と考えます。実は「意味を知っている」という、ちょっと厳しい設問になっています。「言葉を知っている」となると、かなり数字が大きくなります。それも含めて、言葉は知っているけれども、意味が分からない方々にどう働きかければよいか、また、生物多様性という言葉自体を知らない方も大勢いらっしゃるま



すので、普及啓発に力を入れていきたいと思ひます。以上です。

<小泉（透）部会長>

ほか、ご意見ご質問ありますでしょうか。

ご存知のように生物多様性は昨年末に締約国会議COP15がカナダのモン  
トリアルで開催され昆明・モントリアル生物多様性枠組みと呼ばれる世界  
目標が設置されました。それに対応して、今年度末までに新たな生物多様性国家  
戦略が策定され、神奈川県にも新たなガイドラインが示されると思ひます。その  
中で仮称ですが、自然共生エリアという新しい考え方もおそらく目玉として紹  
介されると思ひます。県でも、新たに多様性保全計画を立てる際の参考にして  
いただければと思ひます。

その他、ご意見、ご質問、ないようでしたら、以上をもちまして令和4年度第  
2回神奈川県自然環境保全審議会自然保護部会を閉会いたします。議事進行にご  
協力いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、以後の進行は事務局の方にお返しいたします。

<事務局（自然環境保全課副課長）>

小泉部会長、進行ありがとうございました。

事務局より、特段の伝達事項はございません。ただ、本部会の委員の皆様  
の委嘱期間についてですが令和5年5月までとなっております。このため、現メン  
バーでの部会開催は本日が最後になってございます。

今後、委員の皆様には改選のお願いを改めてさせていただく段が生じてくる  
かと思ひますので、その際はよろしくお願ひいたします。

委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。以上をもちまして終了いた  
したいと思ひます。